○経済産業省告示第百三十三号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第十条第五項、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第三十三条第七号及び第三十七条第二項第三号に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「同法施行規則」を「航空法施行規則」に改め、同項第三号イ中「充てん」を「充**塡**」に改め、同号ロ中「明示すること。」の下に「ただし、低充**塡**サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、その旨を示す文字（「低充**塡**サイクル車両専用」）を明示すること。」を加え、同号ホ中「様式第三」の下に「（低充**塡**サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第三の二）」を加え、「充てん」を「充**塡**」に改める。

第二十一条第一項中「及び合格基準」を削り、同条第二項中「圧縮水素自動車燃料装置用容器及び」を削り、「圧縮水素運送自動車用容器」の下に「の漏えい試験」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　圧縮水素自動車燃料装置用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一　試験に用いるガスは圧縮水素とする。

二　最高充**塡**圧力が三十五メガパスカル以下の容器にあっては、試験は容器に最高充**塡**圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充**塡**圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

三　最高充**塡**圧力が三十五メガパスカルを超える容器にあっては、試験は容器に最高充**塡**圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充**塡**圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

第二十八条中「、圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品」及び「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては」を削り、「最高充てん圧力」を「最高充**塡**圧力」に改め、「、圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあっては二十一メガパスカル以上最高充てん圧力以下の圧力をそれぞれ」を削り、「装置した」の下に「ままの」を加え、同条に次の二項を加える。

2　圧縮水素自動車燃料装置用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一　最高充**塡**圧力が三十五メガパスカル以下の容器に装置されている附属品にあっては、試験は最高充**塡**圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充**塡**圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二　最高充**塡**圧力が三十五メガパスカルを超える容器に装置されている附属品にあっては、試験は最高充**塡**圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充**塡**圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

3　第一項の規定は、圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験について準用する。この場合において、同項中「十二メガパスカル」とあるのは「二十一メガパスカル」と読み替えるものとする。

第三十一条第四項第四号中「検査」を「試験」に改め、同号イ中「、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで」を削り、同号ロを同号ホとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　最高充**塡**圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ　最高充**塡**圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ　圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

第三十二条中「様式第四」の下に「（低充**塡**サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の場合にあっては、様式第四の二）」を加え、「充てん」を「充**塡**」に改める。

様式第三中「充てん」を「充**塡**」に改める。

様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第３の２（第１条第２項第３号関係）

車載容器総括証票（低充**塡**サイクル車両専用）

搭載容器本数	
充**塡**可能期限	年　月　日
検査有効期限	年　月　日
最高充**塡**圧力	
車台番号	

備考　1　この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　充**塡**可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第四の次に次の一様式を加える。

様式第４の２（第32条関係）

容器再検査合格証票（低充**塡**サイクル車両専用）

		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月　日	
再検査日	年　月　日	

備考　1　この証票の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　再検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年五月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充